

生活交通改善事業計画について
(バリアフリー化設備等整備事業)

(一社)旭川地区ハイヤー協会では、ユニバーサルデザインタクシー導入を推進しており、平成29年度は4社合計19台の導入を計画している。

この他、今年度は福祉タクシー(リフト付タクシー)1台の導入を計画している。

<内訳>

(有)みつばちタクシー	UDタクシー	1台
大丸交通(株)	〃	5台
富士タクシー(株)	〃	3台
旭川中央ハイヤー(株)	〃	10台
	リフト付タクシー	1台

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成29年5月12日

(名称) 旭川市地域公共交通会議

(代表者名) 会長 菅野 直行 印

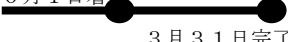
1. 生活交通改善事業計画の名称
ユニバーサルデザインタクシー車両導入計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
今後、高齢化社会の進展や障害者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。そのため、地域内のユニバーサルデザインタクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
平成29年度中にユニバーサルデザインタクシー車両を1台導入する。
(2) 事業の効果
ユニバーサルデザインタクシー車両を導入することで、高齢者や障害者の移動の円滑化が図られるとともに、より利便性が高まり、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
(内容) ・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入（1台）
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) (有)みつばちタクシー：身体・知的 各1割 精神 設定なし
(実施事業者（補助対象事業者）における特定地域又は準特定地域での減休車の状況について ※特定地域又は準特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要 (有)みつばちタクシー：減車率 10.0%
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈バス車両の導入に係る事業〉該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 ●一般タクシーの代替でユニバーサルデザインタクシー車両を導入する事業 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 3 条に定める準特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する。
〈バスターミナルに係る事業〉該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

29 年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ユニバーサル デザイン タクシー車 両導入	4,100 千円	600 千円	千円	100 千円	3,400 千円
	100%	14.6%	%	2.4%	82.9%
合 計	4,100 千円	600 千円	千円	100 千円	3,400 千円
	100%	14.6%	%	2.4%	82.9%
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成 2 9 年度				平成 3 0 年度				平成 3 1 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月
ユニバーサルデ ザインタクシー 車両導入	1 0 月 1 日着手  3 月 3 1 日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論

平成 23 年 12 月 20 日（H23 第 1 回）地域公共交通会議設立
平成 29 年 5 月 12 日（H29 第 1 回）本計画に合意

8. 利用者等の意見の反映

・利用者からユニバーサルデザインタクシー車両の充実を求める声が事業者が届いている。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道上川総合振興局地域創生部地域政策課長 石井 順一郎
関係市区町村	旭川市地域振興部長 菅野 直行 (会長) 旭川市福祉保険部長 稲田 俊幸
交通事業者・交通施設管理者等	北海道旅客鉄道(株)旭川支社 専任部長 堀井 忠 旭川電気軌道(株)運輸部長 蟹谷 正 道北バス(株)運輸部長 福内 直樹 北海道中央バス(株)旭川営業所所長 本間 雅雄 旭川地区バス協会事務局長 増田 勝弘 (一社)旭川地区ハイヤー協会会長 柏葉 健一 — “ — 専務理事 荒川 盛行 旭川地方個人タクシー協同組合専務理事 山内 建一 旭川地区交通運輸産業労働組合協議会議長 藤井 正樹 旭川開発建設部旭川道路事務所計画課長 菊地 和彦 北海道上川総合振興局旭川建設管理部事業課長 梅本 利男 旭川市土木部長 新野 康二 東日本高速道路(株)北海道支社旭川管理事務所副所長 山田 裕明 旭川中央警察署交通第一課規制第二係長 田中 良博 旭川東警察署交通第一課規制係長 四宮 弘
地方運輸局	旭川運輸支局首席運輸企画専門官 相田 悟 山角 雄一
その他協議会が必要と認める者	旭川市民委員会連絡協議会理事 東 建司 北海道高等学校PTA連合会旭川支部事務局長 馬道 淳一 旭川市社会福祉協議会常務理事 天野 裕次 (一社)旭川消費者協会理事 馬場 貞(監事) 旭川NPOサポートセンター理事 森田 裕子 旭川商工会議所事務局長 川口 勤(監事) 中央大学教授研究開発機構教授 秋山 哲男 北海道大学大学院公共政策学連携研究部准教授 高野 伸栄 旭川医科大学教授 高橋 雅治

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 旭川市6条通10丁目旭川市役所第3庁舎
(所 属) 旭川市地域振興部都市計画課
(氏 名) 久佐賀 亮
(電 話) 0166-25-9704
(e-mail) tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成29年5月12日
 （名 称）旭川市地域公共交通会議
 （代表者名）会長 菅野 直行 印

1. 生活交通改善事業計画の名称
ユニバーサルデザインタクシー車両導入計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
今後、高齢化社会の進展や障害者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。そのため、地域内のユニバーサルデザインタクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
平成29年度中にユニバーサルデザインタクシー車両を5台導入する。
（2）事業の効果
ユニバーサルデザインタクシー車両を導入することで、高齢者や障害者の移動の円滑化が図られるとともに、より利便性が高まり、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容） ・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入（5台）
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） 大丸交通株式会社：身体・知的 各1割 精神 設定なし
（実施事業者（補助対象事業者）における特定地域又は準特定地域での減休車の状況について ※特定地域又は準特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要） 大丸交通株式会社：減車率 10.6%

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 ●一般タクシーの代替でユニバーサルデザインタクシー車両を導入する事業 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 3 条に定める準特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する。
〈バスターミナルに係る事業〉該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
29 年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ユニバーサルデザイン タクシー車 両導入	19,145 千円	3,000 千円	千円	500 千円	15,645 千円
	100%	15.7%	%	2.6%	81.7%
合 計	19,145 千円	3,000 千円	千円	500 千円	15,645 千円
	100%	15.7%	%	2.6%	81.7%
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間				
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載				
事業の名称	平成 29 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月
ユニバーサルデ ザインタクシー 車両導入				

7. 協議会の開催状況と主な議論
平成 23 年 12 月 20 日（H23 第 1 回）地域公共交通会議設立 平成 29 年 5 月 12 日（H29 第 1 回）本計画に合意

8. 利用者等の意見の反映
・利用者からユニバーサルデザインタクシー車両の充実を求める声が事業者が届いている。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道上川総合振興局地域創生部地域政策課長 石井 順一郎
関係市区町村	旭川市地域振興部長 菅野 直行 (会長) 旭川市福祉保険部長 稲田 俊幸
交通事業者・交通施設管理者等	北海道旅客鉄道(株)旭川支社 専任部長 堀井 忠 旭川電気軌道(株)運輸部長 蟹谷 正 道北バス(株)運輸部長 福内 直樹 北海道中央バス(株)旭川営業所所長 本間 雅雄 旭川地区バス協会事務局長 増田 勝弘 (一社)旭川地区ハイヤー協会会長 柏葉 健一 ― “ ― 専務理事 荒川 盛行 旭川地方個人タクシー協同組合専務理事 山内 建一 旭川地区交通運輸産業労働組合協議会議長 藤井 正樹 旭川開発建設部旭川道路事務所計画課長 菊地 和彦 北海道上川総合振興局旭川建設管理部事業課長 梅本 利男 旭川市土木部長 新野 康二 東日本高速道路(株)北海道支社旭川管理事務所副所長 山田 裕明 旭川中央警察署交通第一課規制第二係長 田中 良博 旭川東警察署交通第一課規制係長 四宮 弘
地方運輸局	旭川運輸支局首席運輸企画専門官 相田 悟 山角 雄一
その他協議会が必要と認める者	旭川市民委員会連絡協議会理事 東 建司 北海道高等学校PTA連合会旭川支部事務局長 馬道 淳一 旭川市社会福祉協議会常務理事 天野 裕次 (一社)旭川消費者協会理事 馬場 貞(監事) 旭川NPOサポートセンター理事 森田 裕子 旭川商工会議所事務局長 川口 勤(監事) 中央大学教授研究開発機構教授 秋山 哲男 北海道大学大学院公共政策学連携研究部准教授 高野 伸栄 旭川医科大学教授 高橋 雅治

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 旭川市6条通10丁目旭川市役所第3庁舎
(所 属) 旭川市地域振興部都市計画課
(氏 名) 久佐賀 亮
(電 話) 0166-25-9704
(e-mail) tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成29年5月12日

（名 称）旭川市地域公共交通会議

（代表者名）会長 菅野 直行 印

1. 生活交通改善事業計画の名称
ユニバーサルデザインタクシー車両導入計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
今後、高齢化社会の進展や障害者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。そのため、地域内のユニバーサルデザインタクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
平成29年度中にユニバーサルデザインタクシー車両を3台導入する。
（2）事業の効果
ユニバーサルデザインタクシー車両を導入することで、高齢者や障害者の移動の円滑化が図られるとともに、より利便性が高まり、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容）
・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入（3台）
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）
富士タクシー株式会社：身体・知的 各1割 精神 設定なし
（実施事業者（補助対象事業者）における特定地域又は準特定地域での減休車の状況について ※特定地域又は準特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要）
富士タクシー株式会社：減車率 12.9%

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 ●一般タクシーの代替でユニバーサルデザインタクシー車両を導入する事業 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 3 条に定める準特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する。
〈バスターミナルに係る事業〉該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額												
29年度（当該年度）												
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合							
ユニバーサル デザイン タクシー車 両導入	11,487 千円	1,800 千円	千円	300 千円	9,387 千円							
	100%	15.7%	%	2.6%	81.7%							
合 計	11,487 千円	1,800 千円	千円	300 千円	9,387 千円							
	100%	15.7%	%	2.6%	81.7%							
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。												
6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ユニバーサルデ ザインタクシー 車両導入	10月1日着手 —————● 3月31日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論
平成 23 年 12 月 20 日（H23 第 1 回）地域公共交通会議設立 平成 29 年 5 月 12 日（H29 第 1 回）本計画に合意

8. 利用者等の意見の反映
・利用者からユニバーサルデザインタクシー車両の充実を求める声が事業者が届いている。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道上川総合振興局地域創生部地域政策課長 石井 順一郎
関係市区町村	旭川市地域振興部長 菅野 直行 (会長) 旭川市福祉保険部長 稲田 俊幸
交通事業者・交通施設管理者等	北海道旅客鉄道(株)旭川支社 専任部長 堀井 忠 旭川電気軌道(株)運輸部長 蟹谷 正 道北バス(株)運輸部長 福内 直樹 北海道中央バス(株)旭川営業所所長 本間 雅雄 旭川地区バス協会事務局長 増田 勝弘 (一社)旭川地区ハイヤー協会会長 柏葉 健一 ― “ ― 専務理事 荒川 盛行 旭川地方個人タクシー協同組合専務理事 山内 建一 旭川地区交通運輸産業労働組合協議会議長 藤井 正樹 旭川開発建設部旭川道路事務所計画課長 菊地 和彦 北海道上川総合振興局旭川建設管理部事業課長 梅本 利男 旭川市土木部長 新野 康二 東日本高速道路(株)北海道支社旭川管理事務所副所長 山田 裕明 旭川中央警察署交通第一課規制第二係長 田中 良博 旭川東警察署交通第一課規制係長 四宮 弘
地方運輸局	旭川運輸支局首席運輸企画専門官 相田 悟 山角 雄一
その他協議会が必要と認める者	旭川市民委員会連絡協議会理事 東 建司 北海道高等学校PTA連合会旭川支部事務局長 馬道 淳一 旭川市社会福祉協議会常務理事 天野 裕次 (一社)旭川消費者協会理事 馬場 貞(監事) 旭川NPOサポートセンター理事 森田 裕子 旭川商工会議所事務局長 川口 勤(監事) 中央大学教授研究開発機構教授 秋山 哲男 北海道大学大学院公共政策学連携研究部准教授 高野 伸栄 旭川医科大学教授 高橋 雅治

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 旭川市6条通10丁目旭川市役所第3庁舎
(所 属) 旭川市地域振興部都市計画課
(氏 名) 久佐賀 亮
(電 話) 0166-25-9704
(e-mail) tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成29年5月12日

(名 称) 旭川市地域公共交通会議

(代表者名) 会長 菅野 直行 印

1. 生活交通改善事業計画の名称
ユニバーサルデザインタクシー車両及び福祉タクシー車両導入計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
今後、高齢化社会の進展や障害者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。そのため、地域内の福祉タクシー車両及びユニバーサルデザインタクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
現在当社において4台のユニバーサルデザインタクシー車両の運行を行っているが、平成29年度中に同車両を14台まで増加させる。また、特殊な車いすや複数台の車いす移送を継続的に実施するため、車齢の古い福祉輸送車両の代替えを実施する。
(2) 事業の効果
福祉タクシー車両を増加させることで高齢者や障害者の移動の円滑化が図られる。また、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入により、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
(内容)・リフト付タクシー車両の導入（1台） ・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入（10台）
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) 旭川中央ハイヤー(株)：身体・知的 各1割 精神 設定なし
(実施事業者（補助対象事業者）における特定地域又は準特定地域での減休車の状況について) ※特定地域又は準特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要 旭川中央ハイヤー(株)：減車率 11.7%
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉該当なし

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 ●一般タクシーの代替でユニバーサルデザインタクシー車両を導入する事業 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 3 条に定める準特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する。 ●福祉タクシーの代替でリフト付福祉タクシー車両を導入する事業 特殊な車いすや複数台の車いす移送を安全かつ永続的に実施するため、経年劣化による車齢の古いリフト付福祉タクシー車両の代替としてリフト付福祉タクシー車両を導入する。 〈バスターミナルに係る事業〉該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
29 年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ユニバーサル デザインタ クシー車 両 導 入	41,295 千円	6,000 千円	千円	1,000 千円	34,295 千円
	100%	14.5%	%	2.4%	83.0%
リフト付き 車両代替え	4,525 千円	800 千円	千円	千円	3,725 千円
	100%	17.7%	%	%	82.3%
合 計	45,820 千円	6,800 千円	千円	1,000 千円	38,020 千円
	100%	14.8%	%	2.2%	83.0%
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成 2 9 年度				平成 3 0 年度				平成 3 1 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月
ユニバーサルデザインタクシー車両導入	合計 10 台 1 1 月より 順次 1 0 台 の導入を行う 9 月 1 日着手 3 月 3 1 日完了											
リフト付き車両代替え	6 月 1 日着手 1 台 1 0 月 3 1 日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論

平成 23 年 12 月 20 日 (H23 第 1 回) 地域公共交通会議設立
平成 29 年 5 月 12 日 (H29 第 1 回) 本計画に合意

8. 利用者等の意見の反映

・利用者からユニバーサルデザインタクシー車両の充実を求める声が事業者に届いている。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	北海道上川総合振興局地域創生部地域政策課長 石井 順一郎
関係市区町村	旭川市地域振興部長 菅野 直行 (会長) 旭川市福祉保険部長 稲田 俊幸
交通事業者・交通施設管理者等	北海道旅客鉄道(株)旭川支社 専任部長 堀井 忠 旭川電気軌道(株)運輸部長 蟹谷 正 道北バス(株)運輸部長 福内 直樹 北海道中央バス(株)旭川営業所所長 本間 雅雄 旭川地区バス協会事務局長 増田 勝弘 (一社)旭川地区ハイヤー協会会長 柏葉 健一 ― “ ― 専務理事 荒川 盛行 旭川地方個人タクシー協同組合専務理事 山内 建一 旭川地区交通運輸産業労働組合協議会議長 藤井 正樹 旭川開発建設部旭川道路事務所計画課長 菊地 和彦 北海道上川総合振興局旭川建設管理部事業課長 梅本 利男 旭川市土木部長 新野 康二 東日本高速道路(株)北海道支社旭川管理事務所副所長 山田 裕明 旭川中央警察署交通第一課規制第二係長 田中 良博 旭川東警察署交通第一課規制係長 四宮 弘
地方運輸局	旭川運輸支局首席運輸企画専門官 相田 悟 山角 雄一
その他協議会が必要と認める者	旭川市民委員会連絡協議会理事 東 建司 北海道高等学校PTA連合会旭川支部事務局長 馬道 淳一 旭川市社会福祉協議会常務理事 天野 裕次 (一社)旭川消費者協会理事 馬場 貞(監事) 旭川NPOサポートセンター理事 森田 裕子 旭川商工会議所事務局長 川口 勤(監事) 中央大学教授研究開発機構教授 秋山 哲男 北海道大学大学院公共政策学連携研究部准教授 高野 伸栄 旭川医科大学教授 高橋 雅治

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 旭川市 6 条通 10 丁目旭川市役所第 3 庁舎

(所 属) 旭川市地域振興部都市計画課

(氏 名) 久佐賀 亮

(電 話) 0166-25-9704

(e-mail) tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp